



みどり川

愛知県西尾警察署
中央交番
0563-57-0110



身につけよう 交通ルールと ヘルメット ～自転車を安全に利用しよう～



◎ 自転車運転者講習制度

○ 道路における交通の危険を生じさせるおそれのある15種類の危険行為を、**3年以内に2回以上**繰り返した場合、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受講しなければなりません。

○ 特別な理由がある場合を除いて、自転車運転者講習を受講しなかった場合は、受講命令違反として**5万円以下の罰金**に処されます。

危険行為（15類型）



- | | |
|------------------|-----------------|
| ①信号無視 | ⑨環状交差点安全進行義務違反等 |
| ②通行禁止道路（場所）の通行 | ⑩一時不停止 |
| ③歩行者道路での徐行違反 | ⑪歩道での歩行者妨害等 |
| ④歩道通行や右側通行等 | ⑫制動装置不良の自転車の運転 |
| ⑤路側帯での歩行者の通行妨害 | ⑬酒酔い運転 |
| ⑥遮断踏切への立ち入り | ⑭安全運転義務違反 |
| ⑦交差点優先車妨害（左方優先等） | ⑮妨害運転 |
| ⑧交差点優先車妨害（直進・左折） | |



西尾駅自転車盗多発！

◎ほとんどの被害が無施錠の自転車です。

◎通勤、通学で急いでいても必ず鍵をかけましょう。



ヘルメットの着用を！

○ 愛知県では、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、同年10月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっていました。道路交差法の改正により、令和5年4月から愛知県内に限らず、日本国内の**全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務**となりました。

○ 児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

○ ヘルメットは転倒した際に頭部を守り、けがの発生や程度を抑えるのに大きな効果があります。自転車を運転するときには、大人も子どももSGマークなどの安全性を示すマークの付いた乗車用ヘルメットを着用しましょう。